

目 次

ページ

議案甲第16号	専決処分の承認について（林道災害復旧事業3年災 林道山頭線1号災害復旧工事の請負契約の一部変更 について）……………	1
議案甲第17号	専決処分の承認について（多久市税条例の一部を 改正する条例）……………	4
議案甲第18号	専決処分の承認について（多久市国民健康保険税条例 の一部を改正する条例）……………	9
議案甲第19号	多久市行政手続等における情報通信の技術の利用に 関する条例……………	12
議案甲第20号	多久市体育施設条例の一部を改正する条例……………	18
議案甲第21号	佐賀縣市町総合事務組合規約の変更について……………	20
議案乙第26号	専決処分の承認について（令和3年度多久市一般 会計補正予算（第15号））……………	22
議案乙第27号	専決処分の承認について（令和3年度多久市給与 管理・物品調達特別会計補正予算（第3号））……………	24
議案乙第28号	専決処分の承認について（令和3年度多久市後期 高齢者医療特別会計補正予算（第3号））……………	26
議案乙第29号	令和4年度多久市一般会計補正予算（第2号）……………	別冊

議案乙第 3 0 号	令和 4 年度多久市一般会計補正予算（第 3 号）……………別冊
議案乙第 3 1 号	令和 4 年度多久市国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 1 号）……………別冊
報告第 1 号	令和 3 年度多久市一般会計繰越明許費繰越計算書の 報告について…………… 2 8
報告第 2 号	令和 3 年度多久市一般会計事故繰越し繰越計算書の 報告について…………… 3 2
報告第 3 号	令和 3 年度多久市土地区画整理事業特別会計繰越 明許費繰越計算書の報告について…………… 3 4
報告第 4 号	令和 3 年度多久市公共下水道事業特別会計繰越 明許費繰越計算書の報告について…………… 3 6
報告第 5 号	令和 3 年度多久市土地開発公社事業報告及び決算 について…………… 3 8
報告第 6 号	令和 4 年度多久市土地開発公社事業計画及び予算 について…………… 3 9
報告第 7 号	令和 3 年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び 決算について…………… 4 0
報告第 8 号	令和 4 年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び 予算について…………… 4 1

報告第 9 号	令和 3 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」 事業報告及び決算について……………	4 2
報告第 1 0 号	令和 4 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」 事業計画及び予算について……………	4 3

議案甲第16号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、林道災害復旧事業3年災林道山頭線1号災害復旧工事の請負契約の一部変更について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和4年6月6日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

林道災害復旧事業3年災林道山頭線1号災害復旧工事の請負契約の一部変更について専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、林道災害復旧事業3年災林道山頭線1号災害復旧工事の請負契約の一部変更について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月30日

多久市長 横 尾 俊 彦

別紙

林道災害復旧事業 3 年災林道山頭線 1 号災害復旧工事の請負契約
の一部変更について

林道災害復旧事業 3 年災林道山頭線 1 号災害復旧工事の請負契約（令和 3 年
6 月 1 7 日議決、議案甲第 1 8 号。令和 4 年 3 月 1 8 日議決、議案甲第 9 号に
て工期の変更）の一部を次のように変更する。

工期の項中「令和 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 9 月 3 0 日」に改める。

令和 4 年 3 月 3 0 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案甲第 17 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、多久市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和 4 年 6 月 6 日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

地方税法等の一部改正に伴い、多久市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、多久市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

多久市長 横 尾 俊 彦

別紙

多久市税条例の一部を改正する条例

多久市税条例（昭和29年多久市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2中「法第382条の2に規定する固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「事項の証明」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものの交付を含む。）」を、「手数料は、」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項の記載をしたものの閲覧及び交付を含む。）」を加える。

第90条第1項1号中「当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）、当該身体障害者等」に改める。

第90条第2項中「前日」を削り、「交付された身体障害者又は」を「交付された身体障害者等又は」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」

に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条中第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、同条第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2の改正規定「法第382条の2に規定する固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「事項の証明」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものの交付を含む。）」を加える部分を除く。）並び

に次条並びに附則第3条第3項及び第4項の規定は、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条ただし書に掲げる規定による改正後の多久市税条例（以下「新条例」という。）第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、ただし書に掲げる規定の施行の日以後にされる同法20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第1条のただし書に掲げる規定による新条例第73条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同ただし書に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

4 附則第1条ただし書に掲げる規定による新条例第73条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同ただし書に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議案甲第18号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和4年6月6日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

地方税法施行令の一部改正に伴い、多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

多久市長 横 尾 俊 彦

別紙

多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多久市国民健康保険税条例（昭和29年多久市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第21条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の多久市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

多久市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により本市が処理することとされた事務について規定する佐賀県の条例及び規則をいう。
- (2) 市の機関等 地方自治法第2編第7章の規定に基づき設置される市の執行機関、地方公営企業法第7条の規定により置かれる公営企業の管理者、若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等

に記載することをいう。

(5) 電磁的記録 電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているもので別に定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等を行う者について対面により本人確認を行うべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」と読み替えるものとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に

関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の電子情報処理組織を使用して行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認を行うべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」と読み替えるものとする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、市の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等を行う者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、

市の機関等が、当該申請等を行う者による電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるもので、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないものとするができる。

(情報通信技術を活用した行政手続の公表)

第9条 市の機関等は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政手続について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和4年6月6日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

市の機関に係る申請、届出その他の手続について情報通信技術を利用する方法で行うことができるよう共通事項を定めるため、本条例を制定する必要がある。

議案甲第20号

多久市体育施設条例の一部を改正する条例

多久市体育施設条例（平成28年多久市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「多久市船山キャンプ場 | 多久市西多久町大字板屋10230番地7」を削る。

第6条の表多久市船山キャンプ場の項を削る。

第7条第1項ただし書を削る。

別表中「9 多久市船山キャンプ場使用料

区分	1床につき
市内者（1泊）	100円
市外者（1泊）	200円
備考 使用料の額は、この表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。 ただし10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。	

10 キャンプ用具使用料

区分		貸出日を含めて7日間
テント	市内者	500円
	市外者	1,000円
炊飯用具（1点）		30円
備考 使用料の額は、この表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。 ただし10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。		

（注） 炊飯用具は、鍋・やかん・食器・飯ごうに限る。 」

を削る。

附 則

この条例は、令和4年9月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和4年6月6日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

多久市船山キャンプ場の供用を廃止するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 2 1 号

佐賀県市町総合事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日付けで、杵東地区衛生処理場組合の名称が杵島地区衛生処理組合に変更されたことに伴い、佐賀県市町総合事務組合理約を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 6 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

佐賀県市町総合事務組合理約を変更する必要があるため、この案を提出する。

(別紙)

佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

佐賀県市町総合事務組合同規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第1並びに別表第2第3条第1号に関する事務の項及び同表第3条第7号に関する事務の項中「杵東地区衛生処理場組合」を「杵島地区衛生処理組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。

議案乙第 26 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度多久市一般会計補正予算（第 15 号）について、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和 4 年 6 月 6 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

令和 3 年度多久市一般会計補正予算（第 15 号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度多久市一般会計補正予算（第15号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第 27 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度多久市給与管理・物品調達特別会計補正予算（第 3 号）について、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求めらる。

令和 4 年 6 月 6 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

令和 3 年度多久市給与管理・物品調達特別会計補正予算（第 3 号）を専決処分したので、承認を求めらる必要がある。

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度多久市給与管理・物品調達特別会計補正予算（第3号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第 28 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度多久市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和 4 年 6 月 6 日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

令和 3 年度多久市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度多久市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

多久市長 横 尾 俊 彦

報告第1号

令和3年度多久市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定に基づき、令和3年度多久市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月6日

多久市長 横尾 俊彦

令和3年度 多久市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				円
						国支出金	県支出金	地方債 その他		
2 総務費	1 総務管理費	定住促進事業	10,430,000	2,000,000				2,000,000		
		令和元年豪雨災害記録誌作成事業	374,000	374,000				374,000		
3 民生費	戸籍住民基 本台帳費	住民記録システム改修委託料	2,772,000	2,772,000				0		
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業	143,875,000	73,360,000	73,360,000			0		
		子育て世帯等臨時特別支援事業	7,517,000	5,717,000	5,717,000			0		
4 衛生費	2 清掃費	地域振興対策事業	65,800,000	65,800,000			65,800,000	0		
		担い手確保・経営強化支援事業	5,631,000	5,119,000		5,119,000		0		
6 農林業費	1 農業費	営農再開・草勢樹勢回復等被害対策	1,283,000	483,000		483,000		1,000		
		さが園芸生産888億円推進事業	2,271,000	2,271,000		1,892,000		379,000		
		農業用施設整備事業 (ため池ハザードマップ作成委託料等)	8,800,000	8,800,000		8,369,000		431,000		
		中山間地域総合整備事業 (交換地委託料)	7,209,000	7,209,000		7,106,000		103,000		
		地域農業水利施設ストック マネージメント事業	11,695,000	11,466,000		7,723,000		3,743,000		
		農林地崩壊防止事業	5,000,000	5,000,000		2,500,000		2,500,000		
		鉱害施設維持管理事業	16,227,000	9,877,000			9,877,000	0		

6 農林業費	2 林業費	森林経営管理事業	12,000,000	10,692,000	10,692,000					0
		林道維持事業	2,957,000	2,957,000						2,957,000
		道路維持修繕事業	4,300,000	4,300,000						4,300,000
		公共施設等適正管理推進事業	16,400,000	10,903,000				9,300,000		1,603,000
		過疎改良事業 (道路改良事業)	7,500,000	7,500,000				7,500,000		0
		社会資本整備総合交付金事業 (道路改良事業)	36,767,000	28,618,000	15,645,000			12,300,000		673,000
		道路メンテナンス事業	58,392,000	25,055,000	12,158,000			8,500,000		4,397,000
		交通安全施設整備事業	1,555,000	1,167,000						1,167,000
		市河川補修事業	3,142,000	3,142,000						3,142,000
		緊急浚渫推進事業	12,252,000	12,252,000				12,200,000		52,000
3 河川費	緊急自然災害防止対策事業	6,000,000	6,000,000				6,000,000		0	
	排水路維持事業	2,800,000	2,800,000						2,800,000	
	急傾斜地崩壊防止事業	4,000,000	4,000,000			1,750,000	800,000		1,450,000	
	社会資本総合交付金事業 (宅地耐震化推進事業)	7,100,000	7,100,000	3,500,000					3,600,000	
4 都市計画費	社会資本整備総合交付金事業 (都市公園整備事業)	154,939,000	43,383,000	19,248,000			19,248,000		4,887,000	
	学校保健特別対策事業	6,300,000	6,300,000	6,150,000				150,000	0	
10 教育費	2 義務教育費	東部校西側進入路拡張事業	16,770,000	16,770,000			15,300,000		1,470,000	

10 教育費	4 保健体育費	陸上競技場照明改修事業	8,300,000	7,851,000								7,851,000	0
		過年発生農地災害復旧事業	45,238,000	29,825,000					23,694,000	470,000			5,661,000
		現年発生農地災害復旧事業	10,000,000	10,000,000					5,598,000	200,000			4,202,000
		過年発生農業用施設災害復旧事業	177,028,000	143,307,000					141,587,000	600,000			1,120,000
		現年発生農業用施設災害復旧事業	22,000,000	15,354,000					15,077,000	100,000			177,000
		現年発生林道災害復旧事業	303,900,000	232,865,000					188,592,000	31,000,000			13,273,000
		現年発生林道単独災害復旧事業	27,000,000	24,139,000						8,200,000			15,939,000
		現年発生公共土木施設災害復旧事業	249,975,000	249,975,000				163,130,000		86,700,000			145,000
		現年発生公共土木施設単独災害復旧事業	36,400,000	36,400,000						21,800,000			14,600,000
		計	1,521,899,000	1,142,903,000	10,692,000	301,680,000	409,489,000	306,018,000	17,878,000	97,146,000			

報告第 2 号

令和 3 年度多久市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 220 条第 3 項ただし書の規定に基づき、令和 3 年度多久市一般会計予算の事故繰越しに係る歳出予算の経費を繰り越したので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 150 条第 3 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 6 日

多久市長 横 尾 俊 彦

別紙

令和3年度 多久市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	の財源				説明	
				左の内訳				既収入特定財源	の財源				一般財源
				支出済額	支出未済額				未収入	特定財源	その他		
8土木費	2道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金 事業(道路事業)	135,906,167	108,098,167	27,808,000		27,808,000	16,059,000	10,400,000		1,349,000	橋りょう工事に伴う仮 栈橋の位置調整に不測 の目教を要したため	
	合 計		135,906,167	108,098,167	27,808,000	27,808,000	16,059,000	10,400,000		1,349,000			

報告第 3 号

令和 3 年度多久市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算
書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度多久市土地区画整理事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、同条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 6 日

多久市長 横 尾 俊 彦

令和3年度 多久市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			その他	
						国支出金	県支出金	地方債		
2 事業費	1 多久駅周辺土地区画整理事業	多 久 駅 周 辺 土 地 区 画 整 理 事 業 (単 独 事 業)	66,573,000	63,423,000	円	円	円	円	円	63,423,000
計			66,573,000	63,423,000						63,423,000

報告第4号

令和3年度多久市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定に基づき、令和3年度多久市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月6日

多久市長 横尾 俊彦

別紙

令和3年度 多久市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国支出金	県支出金	地方債		その他
1	下水道費	2 下水道建設費 地方創生汚水処理施設 整備推進交付金事業 (公共下水道)	218,874,000	164,867,000	円	73,927,000	円	77,600,000	円	13,340,000
	計		218,874,000	164,867,000		73,927,000		77,600,000		13,340,000

報告第5号

令和3年度多久市土地開発公社事業報告及び決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和3年度多久市土地開発公社事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和4年6月6日

多久市長 横尾 俊彦

報告第6号

令和4年度多久市土地開発公社事業計画及び予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和4年度多久市土地開発公社事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和4年6月6日

多久市長 横尾 俊彦

報告第7号

令和3年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和3年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和4年6月6日

多久市長 横尾 俊彦

報告第8号

令和4年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和4年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和4年6月6日

多久市長 横尾 俊彦

報告第9号

令和3年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業報告及び
決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づ
き、令和3年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業報告及び決算につ
いて別冊のとおり報告する。

令和4年6月6日

多久市長 横尾 俊彦

報告第10号

令和4年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業計画及び
予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和4年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和4年6月6日

多久市長 横尾 俊彦